

掛川市営住宅の入居のご案内

1 募集方法

市営住宅は毎月募集を行います。募集团地は毎月変わりますので、募集している団地についてはご確認ください。また、申込みにあたっては資格（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください。）が必要です。

1-1 募集の期間等

原則、毎月 1 回、入居できる空家がある場合に募集します。（定期募集）

※定期募集とは別に常時募集を受け付けしている住戸もあります。

詳しくは下記『1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）』までお問い合わせください。

募集团地発表日	毎月 10 日 ～	受付期間	毎月 10 日～18 日
---------	-----------	------	--------------

仮当選された方は 7 ページの「7 入居資格審査」を行い、合格されますと約 2 か月後に入居が可能となります。

1-2 募集团地の確認（募集している団地・タイプを知る方法）

〈テレホンサービス〉土・日曜日、祝日、夜間も対応しています。なお、発表日初日は大変混みあいます。

(053) 455-2366	西部地区の県営住宅とあわせてご案内します。
(053) 489-9411	ポルトガル語による音声案内

〈ホームページ〉 <https://www.sjkk.or.jp/>
〈公社窓口でもお尋ねください。〉

静岡県住宅公社 検索



1-3 申込み方法

「市営住宅入居申込書」に必要事項をご記入の上、抽選会・抽選結果のハガキ 2 枚とともに、下記の公社窓口へ郵送又は持参してください。

＜注意事項＞

- ① 申込資格をご確認ください（6 ページの「4 申込資格」をご覧ください）。
- ② 申込みは団地別（タイプ別）に受付します。団地・タイプを必ず記入してください。
- ※ 原則として棟、階数は指定できません。ただし、階段の昇降に支障のある方は、申込時に申し出てください（診断書等を提出していただきます）。
- ③ 単身の方は単身での申込みが可能な住宅かどうかをご確認ください。
- ④ 申込みは 1 世帯 1 住宅に限ります。二重申込みなどの場合は失格となります。
- ⑤ 提出された書類は一切お返しいたしません。

● 郵送の場合：上記 1-1 の受付期間の消印のあるものが有効です。

※ 受付最終日の投函時間の扱いにはご注意ください。

● 持参の場合：上記 1-1 の受付時間は
午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分まで
（土・日曜日、祝日を除く）です。

※ 申込みから入居までの手続きの流れは、
2、3 ページをご覧ください。

1-4 申込み及び問い合わせ先（公社窓口）

〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 1 号

（静岡県浜松総合庁舎 9 階）

静岡県住宅供給公社 西部支所

電話 (053) 455-0025、FAX (053) 455-2344

西部支所案内図



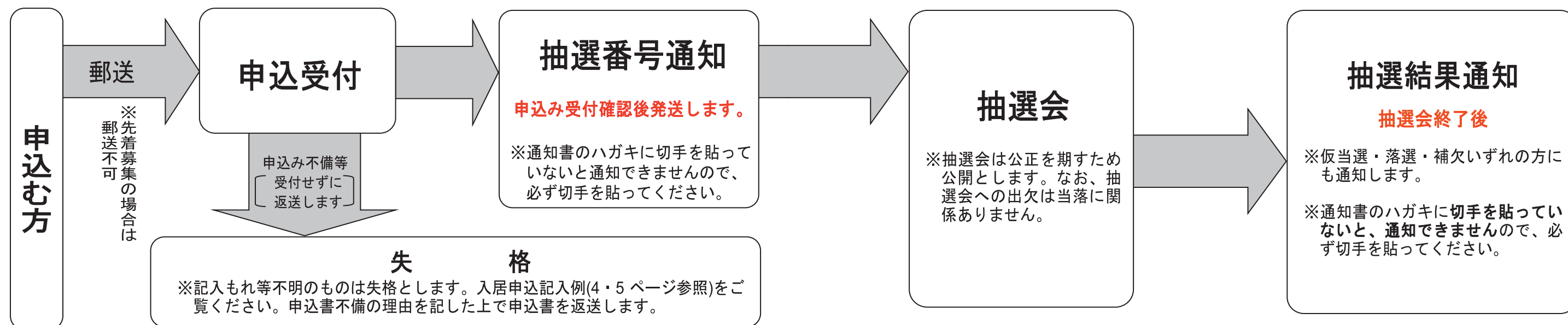
2 申込みから入居まで

原則、申込み受付後に入居を辞退することはできません。
本書をよくお読みいただき、辞退することのないようお願いします。

【申込受付におけるご了解および注意事項】

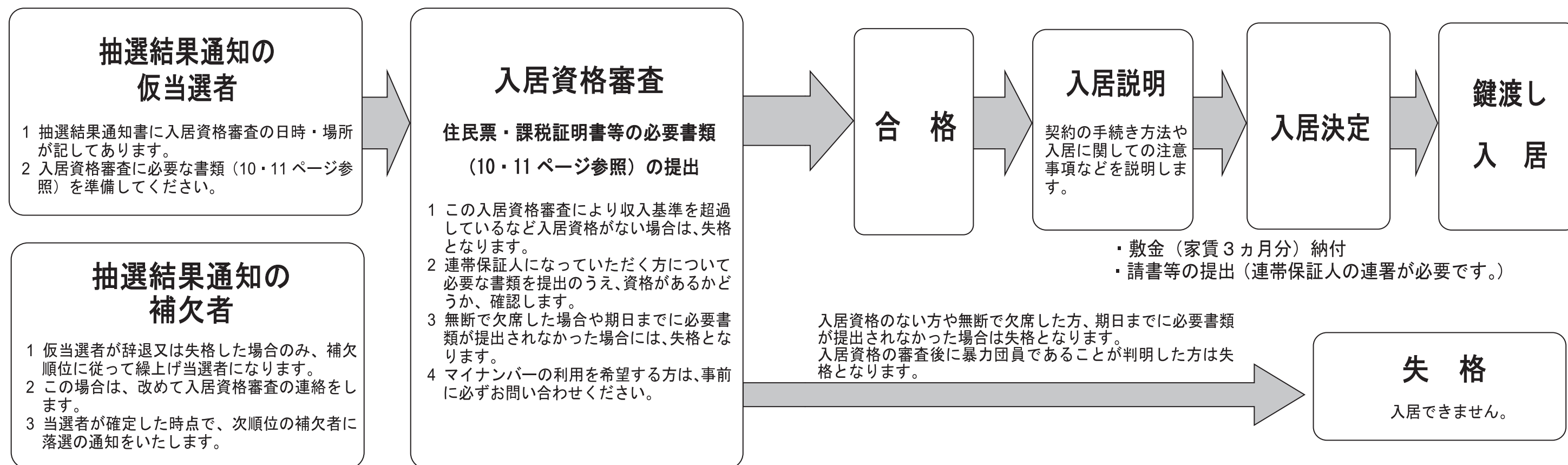
- ・申込書の記入事項について電話でお尋ねする場合がありますので、申込者に確実に連絡のとれる電話番号を記入してください。
- ・募集团地を確認したうえでお申し込みください。（1ページの「1-2 募集团地の確認」参照）
- ・申込書投函後の団地・タイプ等の変更・訂正は一切出来ませんのでご注意ください。
- ・原則として棟・階数の指定はできません。

① 申込みから抽選まで



※二重申込などの不正があった場合には失格となります。

② 仮当選から入居まで



3 入居申込書記入例

※ 6ページの申込資格をご確認のうえ 黒のボールペン で記入してください。

(表面)

年 月 日受付

市営住宅入居申込書

No.-----
掛 川 市 長 様
静岡県住宅供給公社 理事長 様

市営住宅に入居したいので、掛川市営住宅管理条例第8条第1項の規定により申し込みます。
なお、私及び同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと及び入居決定後に暴力団員であることが判明したときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。また、私及び同居しようとする者が暴力団員でないことを確認するため、関係機関に照会することに同意します。

入居を希望する住宅		○ ○ 団地 (A) タイプ					
現住所		〒436-8650 掛川市長谷1丁目1-1 (アパート名 JKアパート ○○号) 電話番号 (0537) 21-1152 携帯 (090) 0000-0000					
ふりがな		すず き た ろう					
申込者氏名		鈴 木 太 郎					
入居する家族及び同居人	ふりがな	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先名称(職業) 勤務先所在地・電話	収入額
	氏名						
	すずき たろう	本人	男	T (S) H 00.00.00	45	〒436-0093 掛川市連雀1-5 (株) ○○ 建設(会社員) 電話 (000) 000 - 0000	128,000 円
	すずき はなこ	妻	女	T (S) H 00.00.00	43	〒 意 職 電話	円
	すずき いちろう	子	男	T・S (H) 00.00.00	12	〒 意 職 電話	円
	鈴 木 一 郎						
						〒 電話	円
					〒 電話	円	
					〒 電話	円	
連帯保証人	さとう さぶろう	妻の父	男	T (S) H 00.00.00	72	住所 掛川市西大淵100 電話 (000) 000 - 0000 勤務先 (株) ○○ 工務店	150,000 円
	佐 藤 三 郎						

※連帯保証人が確保できない方は、掛川市が指定する家賃債務保証業者と保証委託契約を締結することで入居することが可能です。詳しくは公社までお問い合わせください。

(裏面)

申込みの理由	具 体 的 理 由	詳 細 な 理 由
1 不良住宅	敷地排水不良・床湿潤・雨漏りが多い・老朽化により修理不能・非住宅	
2 間 借 り	他人住宅・親類住宅・友人住宅	
3 別 居 中	住宅がないため家族と別居中（県内・県外）	
4 設 備 不 良	居室寝室設備・炊事設備・浴室・便所	
5 過 密 住 居	1人当たり畳数（畳に換算して） 畳	
6 立 退 要 求	提訴されている・立ち退き判決済み・家主が他人に売却・書類又は口頭にて要求されている	
7 遠距離通勤	公共交通機関 分 徒歩 分	
8 過 重 家 賃	月額 円（月収の %）	
9 結 婚 予 定	年 月 日	
10 そ の 他		
現住所の状況	区 分	借家 社宅 間借り 公営住宅 自家 その他（ ）
	住居の状況	居住室数（浴室、物入等を除く。） 室 各室畳数計
	勤務先への通勤状況	自宅から勤務先までの所要時間 時間 分
現住所の案内図		

(注) 申込みの理由の欄は、該当するものを○で囲み、詳細な理由を記入してください。

団地名は必ず記入してください。
また、タイプがある団地についてはタイプも必ず記入してください。
募集している団地・タイプのみ申し込みが可能ですので、申込時に必ず募集の有無を確認してください。
(1ページ「1-2 募集团地の確認」参照)

電話番号は、日中連絡が取れる（固定・携帯）番号を正確に記入してください。

該当する項目に○印をつけ、記入箇所がある場合は記入してください（「申込みの理由」「具体的理由」欄については複数可）。
また、申込みの理由については詳細な理由を記入してください。

現住所の案内図をできるだけわかりやすく記入してください。

同居しようとする親族全員の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額（概算でかまいません）を○印もしくは記入してください。
同居親族で婚約中の方は、続柄欄に「婚約者」と記入してください。
パートナーシップ宣誓をされた方は、続柄欄に「パートナー」と記入してください。

保証人に予定している方の氏名・続柄・性別・生年月日・年齢・職業・収入額（概算でかまいません）を○印もしくは記入してください。
家賃債務保証業者の利用を希望する方は「保証会社希望」と記入してください。

※ 申し込みの際は、申込書に抽選会・抽選結果の返送用ハガキ2枚をつけて、公社窓口へ郵送 または持参してください。返信用ハガキ2枚には切手を必ず貼ってください。

4 申込資格

● 申込みできる方は**申込日現在**で次の(1)～(7)のすべてに該当する方

- (1) 住宅に困窮している方(自家を所有している方や公営住宅(県営・市町営)に既に居住している方は原則として申込みできません。)
 - (2) 次の①又は②の方
 - ① **現に国内に同居し又は同居しようとする親族がある方**(離婚調停中の場合を除き夫婦を分割しての申込み、又は不自然な世帯構成での申込みはできません。ただし、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(パートナーシップ宣誓をされた方を含む。)、入居可能日から3ヶ月以内に同居できる婚約者は同居親族に含みます。)
 - ② **下表に記載する単身の方(単身申込「可」の住宅(タイプ)のみ)**(14～15 ページ参照)
 - (3) 申込者及び同居しようとする親族の過去1年間の収入から算出した金額が次の基準額に該当する方(算出方法は、8 ページの「11 収入基準の算出方法」をご覧ください。)
 - ① **一般世帯 月額 158,000 円以下の方**
 - ② **裁量世帯 月額 214,000 円以下の方**(「裁量世帯」の要件は下表のとおり。)
 - (4) 申込者本人を含めた同居しようとする親族のいずれかに「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員がいない方
 - (5) 7 ページに記載する連帯保証人がいる方
 - (6) 国税又は地方税を滞納していない方
 - (7) 申込者本人又は同居しようとする親族が、市営住宅の家賃・損害賠償金等の未納者でない方
- 上記の単身の方及び裁量世帯に関する要件は次のとおりです。

単身の方	一人で生活できる方、かつ次の①～⑩のいずれかに該当する方。なお、生活できる方には介護等他人の援助を受けて一人で生活できる方も含みます。(詳しくは窓口でご相談ください。) ① 60 歳以上の方 ② 身体障がいのある方(1 級～4 級) ③ 精神障がい有している方(1 級～3 級) ④ 知的障がい有している方(精神障がい有している方の障がいの程度と同等) ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちの方(特別項症～第6 項症、又は第1 款症の方) ⑥ 原子爆弾被爆者の認定を受けている方 ⑦ 生活保護を受けている方 ⑧ 海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から5 年を経過していない方 ⑨ ハンセン病療養所入所者等の方 ⑩ 配偶者からの暴力による被害者の方(婦人相談所等の一時保護、婦人保護施設の保護が終了した日から5 年を経過していない方、裁判所の退去命令、接近禁止命令の申立を行っている方で命令の効力が生じた日から5 年を経過していない方)
裁量世帯	次の①～⑥のいずれかに該当する方 ① 入居者が 60 歳以上で、かつ同居者のいずれもが 60 歳以上または 18 歳未満である場合 ② 身体障がいのある方(1 級～4 級) ③ 精神障がい有している方(1 級～2 級) ④ 知的障がい有している方(精神障がい有している方の障がいの程度と同等) ⑤ 上記の単身の方の要件のうち⑤⑥⑧⑨のいずれかに該当する方 ⑥ 同居者に小学校入学前の子どもがいる世帯(令和2 年4 月2 日以降に生まれた子)

5 申込書の記入方法等

4・5 ページの「3 入居申込記入例」を参照してください。

- (1) 募集を行っている団地の中から希望する団地名を記入してください。また、団地にタイプが区分されている場合は、そのタイプを記入してください。**団地名やタイプの記入もれ、募集していない団地の申込みがあった場合は、失格となります。**
- (2) 申込書に記載する内容は、**申込日現在**で詳細、かつ、正確に記入してください。特に、自宅及び勤務先の電話番号は必ず記入し、アパート等の場合は、その名称、部屋番号まで記入してください。
- (3) 「申込みの理由」欄には該当項目の記号を○で囲み、その詳細を記入してください。
- (4) 現住所の案内図は目標となるものを記入し、明瞭に書いてください。

6 抽選会

- (1) 抽選番号は申込み時に提出されたハガキにて通知します。
- (2) 公開抽選により仮当選者及び補欠者を決定します。
- (3) 抽選結果については、抽選会の出欠に関わらず申込者全員にハガキにて通知します(抽選会の出欠は当選落選に関係ありません)。抽選結果は公社ホームページにも掲載します(<https://www.sjkk.or.jp/>)。

7 入居資格審査(仮当選者)

- (1) 仮当選された方には抽選結果通知のハガキで入居資格審査日のご案内をします。
- (2) ハガキで指定された日に、10～11 ページに記載されている住民票等必要書類と認印を入居資格審査会場へ持参いただき、入居資格審査を受けていただきます(抽選結果通知書をご持参ください)。
※ 単身申込みの方は、自活状況の調査、判定のため必ずご本人に入居資格審査を受けていただきます。
- (3) 入居資格審査の結果、申込資格に該当しない場合は失格となります。
この場合、補欠順位1番の方より仮当選者に繰上がります。
- (4) 婚姻予定者の方は「婚約証明書」に、原則として双方の親又は媒酌人を証明者として署名捺印をしていただき、更に申込者及び婚約者に誓約をしていただきます。
- (5) **入居資格審査の際、連帯保証人になる予定者についても、資格があるかどうか、審査します。**

※連帯保証人は、下記①～④のすべてに該当する方が必要です。

- ①親族または、中東遠地域在住もしくは勤労の方
- ②所得税の課税所得者で、未納のない方
- ③都道府県営住宅、市町村営住宅の入居者又は入居予定でない方
- ④外国籍の方については、特別永住者、若しくは中長期在留者で残りの在留期間が3年以上ある方

※連帯保証人は、入居者が万一家賃を滞納したり、法令等に違反した場合、入居者とともに一切の責任を負うことになります。万一、入居者が家賃を滞納して支払わなかった場合には、保証範囲である入居当初の家賃の12か月分まで請求します。

※連帯保証人の確保が難しい方は、掛川市が指定する家賃債務保証会社と保証委託契約を締結することで入居が可能です。詳しくは公社までお問い合わせください。

8 当選者の確定

- (1) 入居資格審査の結果、入居資格がある方は当選者となり、指定された日から入居できます。また、契約書類等を渡しますので、鍵渡しまでの間に契約書類等の手続きを行っていただきます。
- (2) 補欠者は、当選者が辞退した場合は繰上げて仮当選となり、入居資格審査を受けていただきます。補欠者の有効期間は当選者が入居するまでとし、以後その資格を失います。
なお、補欠者が翌月以降の募集や随時募集に応募した場合は、その時点で補欠者としての資格を失いますのでご注意ください。
- (3) 定員に満たない場合は、募集期間終了後の翌日から起算した第4営業日より先着順でその月の月末まで受付します(「先着募集」)。先着募集は、郵送の受付はできません。詳しくは公社窓口にお問い合わせください。

9 入居等について

- ・住宅の鍵をお渡しする(鍵渡し)前に『敷金』として**家賃の3ヵ月分**を納入していただきます。
- ・鍵渡し時に契約書類等を確認し、不備等がなければ鍵をお渡しします。
- ・市営住宅へは入居可能日から15日以内に入居していただきます。ただし、家賃は入居可能日から負担していただきます。また、入居後、すみやかに市営住宅に住民票を異動していただきます。

10 個人情報保護について

- ・提出いただいた個人情報については、市営住宅入居者選定及び管理業務の範囲で利用するものです。

11 収入基準の算出方法

申込者と同居者の方、**全員の所得を下記の算式により合算し**、所得区分を決定します。

$$\frac{\text{所得金額(年額)} - \left\{ \begin{array}{l} \text{本人を除く} \\ \text{同居親族数} \end{array} \times 38 \text{ 万円} + \left[\begin{array}{l} \text{【表1】の年間所得額} \\ \text{から差引く特別控除等} \end{array} \right] \right\}}{12 \text{ ヶ月}} = \begin{array}{l} \text{所得区分表の月額で} \\ \text{所得区分を判断します。} \\ \text{① 一般世帯 月額 158,000 円以下} \\ \text{② 裁量世帯 月額 214,000 円以下} \end{array}$$

【所得区分表】

① 一般世帯(申込みできる所得月額)		② 裁量世帯(申込みできる所得月額)	
所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
1	104,000 円以下	5	158,000 円を超え 186,000 円以下
2	104,000 円を超え 123,000 円以下	6	186,000 円を超え 214,000 円以下
3	123,000 円を超え 139,000 円以下		
4	139,000 円を超え 158,000 円以下		

※別居の扶養親族のある方は、上記の「同居親族数」に含みます。

※収入としないもの：生活保護、失業保険、遺族(恩給)年金、福祉(障害)年金、仕送り等非課税所得、退職金、一時所得(生命保険契約などの満期返戻金、その他)

【表1】年間所得額から差引く特別控除等

基礎控除振替分控除	申込者及び同居親族で給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が 10 万円未満である場合は当該合計額	一人につき 10 万円 (本人の所得の範囲内)
障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 28 号に規定する障害者の方(身体・精神・知的に障害があり、手帳を交付されている方等)	一人につき 27 万円
特別障害者控除	申込者又は同居親族及び扶養親族の中で、所得税法第 2 条第 1 項第 29 号に規定する障害者の方(身体障害 1~2 級・精神障害 1 級・知的障害 A 判定の方等) ※障害者控除に代わり、こちらの控除となります。	一人につき 40 万円
老人扶養控除(老人控除対象配偶者控除)	70 歳以上で、収入のある方の扶養親族である方(70 歳以上の同一生計配偶者である方)	一人につき 10 万円
特定扶養親族控除	年齢 16 歳以上 23 歳未満で、収入のある方の扶養親族と認められている方	一人につき 25 万円
寡婦控除 (ひとり親控除を除く)	1 主たる生計維持者又は同居親族で、夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 年間所得金額が 500 万円以下であること (2) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと 2 主たる生計維持者又は同居親族で夫と離婚しその後婚姻していない女性で次の要件を全て満たす女性 (1) 扶養親族(年間所得金額が 48 万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	寡婦 一人につき その人の所得から 27 万円 (本人の所得の範囲内)
ひとり親控除	1 主たる生計維持者又は同居親族で、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が明らかでない方で次の要件を全て満たす方 (1) その人と生計を一にする子(年間所得金額が 48 万円以下であること)を有すること (2) 年間所得金額が 500 万円以下であること (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと	ひとり親 一人につき その人の所得から 35 万円 (本人の所得の範囲内)

<計算例>

夫 給与収入440万円 (所得金額308万円) 😊	妻 パート収入60万円 (所得金額 5万円) 😊	子 17才 😊	子 14才 😊	所得区分 3
$\frac{\text{基礎控除振替分 (308万円 - 10万円)} + \text{基礎控除振替分 (5万円 - 5万円)} - \{ (3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円) \}}{12ヶ月} = \text{月額132,500円}$				
特別控除 (特定扶養)				

12 収入基準の早見表 (8ページの【表1】年間所得額から差引く特別控除等の対象者がいない場合です。)

○ 給与収入金額でみる早見表 [収入及び所得を得ている方が1人の場合で源泉徴収票では支払金額欄です。]

年間総収入金額(公的年金は除く)			同居及び扶養親族 (本人を含む)	単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
年間総収入金額(公的年金は除く)	一般世帯	所得区分 1		2,043,999 円 以下	2,583,999 円 以下	3,127,999 円 以下	3,663,999 円 以下	4,135,999 円 以下	4,611,999 円 以下
		所得区分 2		2,044,000 2,367,999	2,584,000 2,911,999	3,128,000 3,451,999	3,664,000 3,947,999	4,136,000 4,423,999	4,612,000 4,895,999
		所得区分 3		2,368,000 2,643,999	2,912,000 3,183,999	3,452,000 3,711,999	3,948,000 4,187,999	4,424,000 4,663,999	4,896,000 5,135,999
		所得区分 4		2,644,000 2,967,999	3,184,000 3,511,999	3,712,000 3,995,999	4,188,000 4,471,999	4,664,000 4,947,999	5,136,000 5,423,999
	裁量世帯	所得区分 5		2,968,000 3,447,999	3,512,000 3,943,999	3,996,000 4,415,999	4,472,000 4,891,999	4,948,000 5,367,999	5,424,000 5,843,999
		所得区分 6		3,448,000 3,887,999	3,944,000 4,363,999	4,416,000 4,835,999	4,892,000 5,311,999	5,368,000 5,787,999	5,844,000 6,263,999

○ 所得金額でみる早見表 [入居者全員の合算額です。]

年間総所得金額			同居及び扶養親族 (本人を含む)	単 身	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
年間総所得金額	一般世帯	所得区分 1		1,248,000 円 以下	1,628,000 円 以下	2,008,000 円 以下	2,388,000 円 以下	2,768,000 円 以下	3,148,000 円 以下
		所得区分 2		1,248,001 1,476,000	1,628,001 1,856,000	2,008,001 2,236,000	2,388,001 2,616,000	2,768,001 2,996,000	3,148,001 3,376,000
		所得区分 3		1,476,001 1,668,000	1,856,001 2,048,000	2,236,001 2,428,000	2,616,001 2,808,000	2,996,001 3,188,000	3,376,001 3,568,000
		所得区分 4		1,668,001 1,896,000	2,048,001 2,276,000	2,428,001 2,656,000	2,808,001 3,036,000	3,188,001 3,416,000	3,568,001 3,796,000
	裁量世帯	所得区分 5		1,896,001 2,232,000	2,276,001 2,612,000	2,656,001 2,992,000	3,036,001 3,372,000	3,416,001 3,752,000	3,796,001 4,132,000
		所得区分 6		2,232,001 2,568,000	2,612,001 2,948,000	2,992,001 3,328,000	3,372,001 3,708,000	3,752,001 4,088,000	4,132,001 4,468,000

※「所得金額でみる早見表」は、課税証明書の所得金額又は源泉徴収票の給与所得控除後の金額から基礎控除振替分を差し引いてご確認ください。基礎控除振替分は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方1人につき10万円、ただし給与所得又は公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満の方についてはその金額となります。

13 入居資格審査に必要な書類（公的証明の有効期間は3ヵ月以内です）

家族全員と連帯保証人の書類が必要です。よくお読みになって提出してください。

提出された書類は一切お返しいたしません。

【入居する方の書類】

※入居資格審査には認印をご持参ください。

該 当 者		必 要 書 類（申込日現在）
給与所得の方	令和7年1月1日から勤務先が同じ方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 源泉徴収票(勤務先で発行) 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
	令和7年1月2日以降勤務先を変えた方	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 収入証明書(13 ページ。現在の勤務先で支払われた分のみ記入。最新の給与で1年間の収入を計算します。勤務先で記入してもらってください。) 1 か月分の給与支給実績がない場合は、雇用契約書などを添付してください。
確定申告の方 (自営業等の方)		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 確定申告書の写し 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
年金受給者		1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等 4 納税(完納)証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税)
(16歳以上の学生、専業主婦も含む)	前年も無収入	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 課税証明書の欄に¥0 又は*という表示を確認するため
	前年は所得あり	1 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) 2 市(町・村)民税・県民税課税証明書 3 納税証明書(市県民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税) 4 退職証明書、離職票、雇用保険受給資格者証のいずれか 前年度の所得が出ているため、辞めたという証明がないと、今年も収入があるとみなされます。

【連帯保証人の書類】

連 帯 保 証 人 の 書 類	1 市(町・村)民税・県民税課税証明書 ※ 市町村長が発行したもので、所得金額と課税金額の両方の記載があるもの 2 住民票(外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号が記載されたもの) (近隣市町在住等の要件を確認するため)
-----------------	---

※ 後日、契約時に申込者と連帯保証人の印鑑証明書が必要になります。

入居する方が下記に該当する場合は、左ページの書類のほかに下記の書類も必要です。

生活保護の方	生活保護の受給証明
母子家庭の方 父子家庭の方 単身者の方	戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
結婚予定の方	1 婚約証明書 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため） ※外国籍の方は、独身証明書・離婚証明書等の独身であることが確認できる書類
パートナーシップ宣誓をされた方	1 パートナーシップ宣誓書受領証(A4)、パートナーシップ宣誓書受領カード、県の受領印を押したパートナーシップ宣誓書の写しのいずれか 2 戸籍謄本（独身であることを確認するため）
離婚調停中の方	裁判所の事件係属証明書等
障がいを持っている方	障がい者手帳・療育手帳
公営住宅に住んでいる方	公営住宅居住証明書
単身で入居されるDV被害者の方	女性相談センター等の証明又は裁判所の保護命令等
外国人の方	在留カード
1月1日現在国内に住民登録がなく課税証明書が発行されない方	パスポート(出入国年月日を確認するため)

以下の書類をそろえるときは、次のことに注意してください。

※住民票などの必要書類はマイナンバーが記載されていないものをご用意ください。

住民票

- 申込者及び同居しようとする「親族全員」のもの（婚約者も含む）
- 世帯主との続柄記載があり、筆頭者及び本籍の記載されたもの
- 外国人の方は国籍、在留資格、期間、登録証明番号の記載されたもの

市(町・村)民税・県民税課税証明書

所得及び控除内容を証明する書類(市役所の市税課で発行)

令和8年4月～令和8年5月までの申し込みの場合 → 令和7年度(最新のもの)

令和8年6月～令和9年3月 〃 → 令和8年度(最新のもの)

◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

源泉徴収票

(勤務先が発行し、勤務先の社印又は代表者印が押印してあるもの)

令和8年4月～令和8年12月までの申し込みの場合 → 令和7年分

令和9年1月～令和9年3月 〃 → 令和8年分

確定申告書

令和8年4月～令和8年12月までの申し込みの場合 → 令和7年分

令和9年1月～令和9年3月 〃 → 令和8年分

※確定申告を済ませた方→確定申告書の写し

※確定申告の済んでいない方→申告予定額の申告書

納税(完納)証明書

市役所の市税課で発行してもらってください。

令和8年4月～令和8年9月までの申し込みの場合 → 令和7年分

令和8年10月～令和9年3月 〃 → 令和8年分(最新のもの)

◎当該年1月1日現在、他の市町村に住民登録していた方は、該当する市町村で入手してください。

※入居資格は、申込日現在の状況で判断します。

14 入居に関する留意事項

【備品の設置等】

団地名	浴槽	浴室給湯	流し給湯	換気扇	網戸	ガス	駐車場(有料)	照明器具
和田	有	有	なし	有	有	プロパン	なし	各自持込
宮脇第2(1号棟)	有	有	有	有	有	都市ガス	有	
宮脇第2(2号棟)	有	ユニットバス	有	有	有	都市ガス	有	
原川	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
大池第3	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
大池第4	有	有	一部の部屋 で有	有	有	都市ガス	なし	
大池第5	有	ユニットバス	有	有	有	都市ガス	なし	
大池第6	有	ユニットバス	有	有	有	都市ガス	なし	
千浜西	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
三俣(E棟)	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
暦	有	有	なし	有	有	プロパン	有	
原谷第2	有	ユニットバス	有	有	有	プロパン	有	
十九首	有	有	なし	有	有	都市ガス	有	
仁藤	有	有	なし	有	有	都市ガス	有	

1. 入居者が負担する費用

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) 入居者の故意過失又は損耗による修繕費(ガラス破損、水道パッキン取替等)
 - (3) 各団地自治会で維持管理する共同施設の維持管理に要する費用(各自治会で経理)
- ※ 退去時には、全ての畳・襖(張替え等)の修理費を負担していただきます(敷金から充当)

2. 市営住宅明渡し請求について

市の定める入居条件に違反又は以下のいずれかに該当した場合には、市営住宅の明渡しを請求します。

- (1) 不正行為によって入居したとき
- (2) 家賃を3か月分以上滞納したとき
- (3) 市営住宅又は共同施設を故意に棄損したとき
- (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき
- (5) 市営住宅を他の者に貸したり、入居の権利を他の者に譲渡したとき
- (6) 市営住宅を他の用途に使用したり、許可なく模様替え又は増築したとき
- (7) 入居承継及び同居の申請を怠った者

3. 収入申告と家賃変更等について

- (1) 毎年7月頃に世帯員全員の収入の申告をしていただきます。収入申告に基づき、その翌年からの家賃が決定されます。
- (2) 収入額が高くなれば、それに応じて家賃も上がります。また、一定額を超える高額所得者に該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求します。
- (3) 収入の申告がない場合には、近隣の民間賃貸住宅並みの家賃(近傍同種の家賃)となりますので、必ず申告をしてください。

4. ペット類の飼育禁止について

ペットの飼育については、トラブル防止のため禁止します。

5. 駐車場について

有料駐車場のある団地は、駐車場賃貸借契約を行うことにより駐車することができます。原則1台分の車庫証明を発行します。なお、有料駐車場のない団地は、車庫証明は発行できません。

収 入 証 明 書（市営住宅申込用）

前年 1 月以降に転・就職された方は、下記収入証明書が必要です。直近よりさかのぼって記入してください。

氏 名					
職 種					
勤務または営業開始年月日	年	月	日	より	
・給与所得者は支払金額(支払った給与等から課税されない金額を除いた額) (賞与は賞与欄に) ・給与所得者以外の方は前年1年間分の所得金額					} を記入して ください。
年	月	分	円	年	月
年	月	分	円	年	月
年	月	分	円	年	月
年	月	分	円	年	月
年	月	分	円	小	計
年	月	分	円	賞 与	月
年	月	分	円	賞 与	月
年	月	分	円	合	計
扶 養 親 族	フリガナ	続 柄	性 別	生年月日	年 齢
	氏 名				
上記の通り相違ない事を証明します。 年 月 日 支 払 者 住 所(所在地) 氏 名(名 称) (代表者氏名) 電 話 番 号 ()					

㊞

市営住宅一覧表

(単位:円)

団地名	所在地	タイプ	竣工 年度	全体 戸数	戸数	単身 申込	階数	専有面 積(㎡)	間取り	家賃						駐車 料金	共益費
										I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	V	Ⅵ		
ハラヤ ダイニ 原谷第2	〒436-0111 掛川市本郷572番地の1	A	H18	77	6	可	3	39.52	6・DK	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300	2,200	3,000
		B			2	可	3	57.55	6・6・DK	26,200	30,200	34,600	39,000	44,600	51,400		
		C (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	26,200	30,200	34,600	39,000	44,600	51,400		
		D			9		3	78.15	6・7・LDK	35,600	41,100	47,000	53,000	60,500	69,900		
		E			6		3	78.15	6・7・7・DK	35,600	41,100	47,000	53,000	60,500	69,900		
		F			4	可	3	39.52	6・DK	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300		
		G			2	可	3	57.55	6・6・DK	26,200	30,200	34,600	39,000	44,600	51,400		
		H (車椅子)			1	可	3	57.55	6・6・DK	26,200	30,200	34,600	39,000	44,600	51,400		
		I			12		3	78.15	6・7・LDK	35,600	41,100	47,000	53,000	60,500	69,900		
		J			7		3	78.15	6・7・7・DK	35,600	41,100	47,000	53,000	60,500	69,900		
	〒436-0111 掛川市本郷588番地の2	K	H20		6	可	3	38.62	6・DK	17,700	20,400	23,400	26,400	30,100	34,800		
		L			5	可	3	56.65	6・6・DK	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
		M (車椅子)			1	可	3	56.65	6・6・DK	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		
		N			6		3	77.25	6・7・LDK	35,500	40,900	46,800	52,800	60,300	69,600		
		O			9		3	77.25	6・7・7・DK	35,500	40,900	46,800	52,800	60,300	69,600		
ワダ 和田	〒436-0015 掛川市和田108番地の2		S50	24	24	可	4	51.68	6・6・4.5・DK	14,400	16,600	19,000	21,500	24,500	28,300	-	自治会

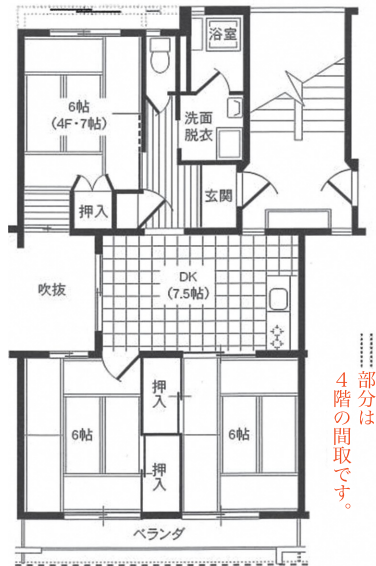
(単位:円)

団地名	所在地	タイプ	竣工 年度	全体 戸数	戸数	単身 申込	階数	専有面 積(㎡)	間取り	家賃						駐車 料金	共益費
										I	II	III	IV	V	VI		
オオイケダイサン 大池第3	〒436-0047 掛川市長谷38番地の1		S54	12	12	可	3	56.47	6・6・4.5・DK	17,200	19,800	22,700	25,600	29,300	33,800	2,200	3,000
オオイケダイオン 大池第4	〒436-0043 掛川市大池934番地の6		S55	18	18	可	3	60.26	6・6・4.5・DK	20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,700	-	3,000
オオイケダイゴ 大池第5	〒436-0043 掛川市大池3021番地の2		S59	12	12		3	62.77	6・6・6・DK	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	-	
オオイケダイロウ 大池第6	〒436-0047 掛川市長谷360番地の1		S60	18	18		3	62.77	6・6・6・DK	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	-	
ミヤワキダイニ 宮脇第2	〒436-0086 掛川市宮脇1丁目4番地の1	A	H1	30	18		3	62.77	6・6・6・DK	24,300	28,000	32,000	36,100	41,300	47,700	2,200	3,000
		B	H2		12		3	62.77	6・6・6・DK	25,100	28,900	33,100	37,300	42,700	49,300		
ハラカワ 原川	〒436-0038 掛川市領家1607番地	A	H3	36	24		4	65.35	6・6・洋・DK	22,500	25,900	29,700	33,500	38,200	44,100	2,200	3,000
		B	H5		12		3	65.35	6・6・洋・DK	23,000	26,500	30,400	34,200	39,100	45,100		
チハマニシ 千浜西	〒437-1412 掛川市千浜4915番地	A	H16	30	10		3	61.67	6・7・LDK	21,000	24,200	27,700	31,200	35,700	41,200	3,300	3,000
		B (車椅子)			2		3	61.67	6・7・LDK	21,000	24,200	27,700	31,200	35,700	41,200		
		C			12		3	66.22	6・7・LDK	22,500	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300		
		D			6		3	66.22	6・7・7・DK	22,500	26,000	29,800	33,600	38,400	44,300		
コヨミ 暦	〒437-1304 掛川市西大淵5527番地		H1	12	12		3	64.82	6・6・6・DK	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,600	2,200	自治会
ジュウクシュ 十九首	〒436-0043 掛川市大池1445番地の1	A	S54	42	24	可	4	60.26	6・6・4.5・DK	21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	42,400	3,300	3,000
		B	S55		18	可	3	60.26	6・6・4.5・DK	21,600	24,900	28,500	32,200	36,700	42,400		
ニトウ 仁藤	〒436-0075 掛川市仁藤町4番地の5	A	H1	32	24		3	62.95	6・6・6・DK	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000	3,300	3,000
		B			8		4	64.68	6・6・7・DK	26,700	30,800	35,200	39,700	45,400	52,400		

※団地一覧表に記載されている内容は令和8年4月1日現在のものです。年度途中で変更する場合がありますのでご了承ください。

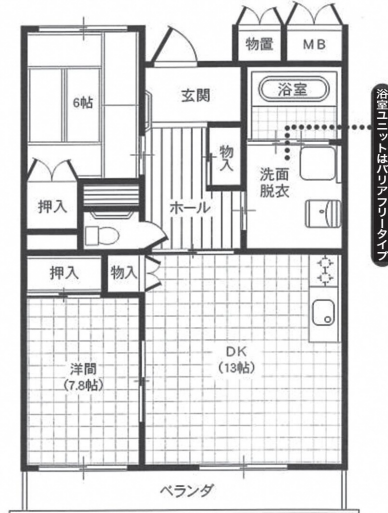
掛川市営住宅間取図（代表的団地のみ）

仁藤団地(住環)



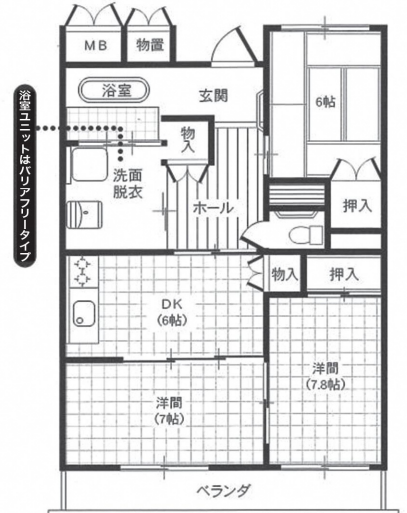
千浜西団地

(A101・A102・A201・A202・A301・A302・B104・B105)
(B204・B205・B304・B305・A104・A204・A205・A304
A305・B102・B201・B202・B301・B302・A105・B101)
※A105・B101はベランダにスロープがついています。

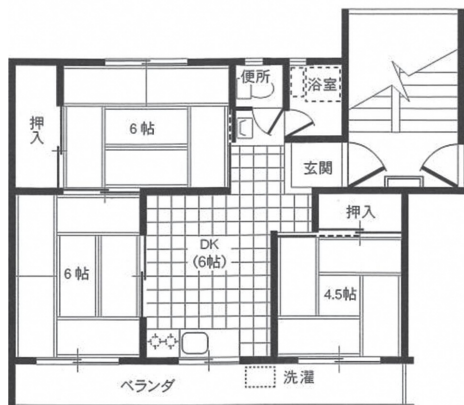


千浜西団地

(A103・A203・A303・B103・B203・B303)

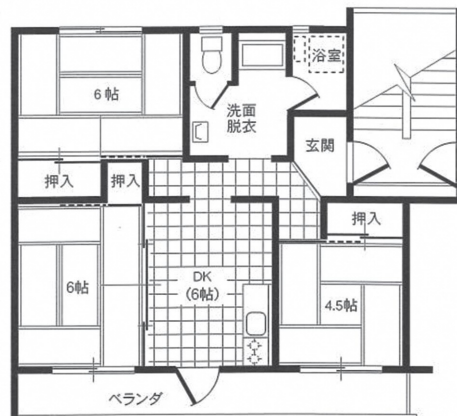


和田団地



大池第4・

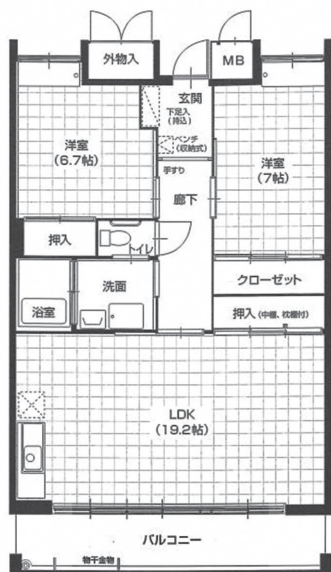
十九首(再住)団地



原谷第2団地



A105~110
B107~110
C103~108



A102~104, 202~207
B102~106, 202~208
C203~208

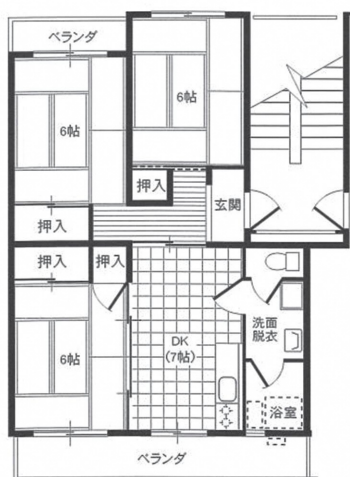


A302~307
B302~308
C109~111, 303~308



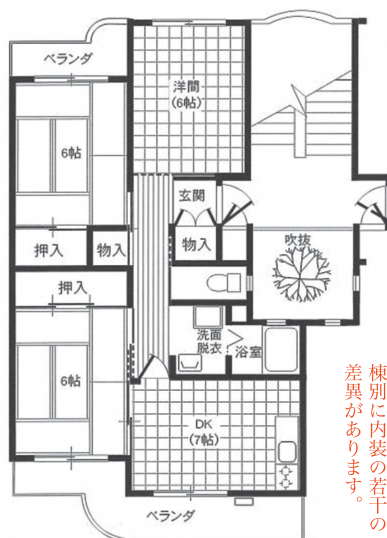
A101・201・301
B101・201・301
C101・102・201・202・301・302
※A101・B101・C101はベランダにスロープがついています。

大池第5・第6・宮脇第2団地



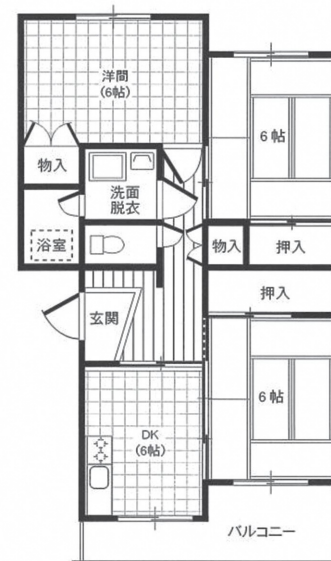
団地・棟別に設備の若干の
差異があります。

原川団地

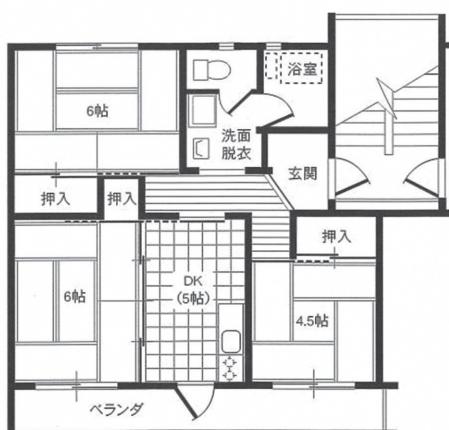


棟別に内装の若干の
差異があります。

暦団地



大池第3団地



掛川市営住宅位置図



※吉岡団地、三俣団地、沢上団地は現在募集を行っていません。

婚 約 証 明 書

年 月 日

掛 川 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

婚約者との関係_____

証明者 住 所 (電話) ()

氏 名 (印)

下記の者は、 年 月 日結婚予定者であることを証明します。
入居決定しだい結婚する

記

申込者 住 所 (電話) ()

氏 名

婚約者 住 所 (電話) ()

氏 名

誓 約 書

年 月 日

掛 川 市 長 様
静岡県住宅供給公社理事長 様

申込者氏名

婚約者氏名

市営住宅への入居が決定した時は、市の定める入居条件を遵守することを誓約します。

※証明者は原則として両親または媒酌人にてお願いします。

※1人が両方の証明者になることはできません。